

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第55号

改正 平成25年3月7日 条例第14号

改正 平成26年6月27日 条例第27号

(題名改称)

改正 平成31年3月5日 条例第11号

(題名改称)

改正 令和2年3月10日 条例第12号

改正 令和6年7月5日 条例第29号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。以下同じ。)の設備及び運営の基準その他児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平26条例27・一部改正、平31条例11・全改)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平31条例11・追加)

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

- 2 指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者(以下「指定障害児通所支援事業者等」という。)は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及びその基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第7号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 指定通所支援の事業を行う事業所及び基準該当通所支援の事業を行う事業所(以下「指定通所支援事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
- 5 指定障害児通所支援事業者等(省令第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者に限る。)は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定障害児通所支援事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定通所支援事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定障害児通所支援事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発

生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定通所支援事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定通所支援事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
- (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定通所支援事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

(平31条例11・追加)

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の34第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平31条例11・追加)

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準)

第5条 法第34条の8の2第1項の条例で定める基準は、次項から第9項までに規定するもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下この条及び付則第2項において「省令」という。)に定める基準(省令第5条第4項、第6条及び第21条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第10条第3項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は規則で定める日までに当該研修を修了することを予定しているもの」とする。

- 2 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
 - (2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制をその放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の職員並びにその放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下この条において「利用者」という。)及びその家族に周知すること。
 - (4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者(当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。)をその放課後児童健全育成事業所に常時配置するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。
 - (2) 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
 - (3) 当該事故が当該放課後児童健全育成事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該利用者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。
- 6 放課後児童健全育成事業者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、利用者等が安心してその放課後児童健全育成事業を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

- 7 放課後児童健全育成事業者は、利用者の発達に応じた指導方針を決定し、当該指導方針に基づいてその放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。
- 8 放課後児童健全育成事業者は、土曜日にその放課後児童健全育成事業所を開所するよう努めなければならない。
- 9 第3条第3項及び第5項から第7項までの規定は放課後児童健全育成事業者について、同条第4項の規定は放課後児童健全育成事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平25条例14・平26条例27・一部改正、平31条例11・旧第2条繰下・一部改正、令2条例12・一部改正)

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)

第6条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、次項から第6項までに規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第7条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

- 2 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業(以下「特定家庭的保育事業等」という。)を行う者は、その連携施設(省令第6条第1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳児又は幼児で当該特定家庭的保育事業等を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。
- 3 省令第23条第1項の規定により家庭的保育事業所(省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいう。以下同じ。)に置くこととされている家庭的保育者のうち少なくとも1人は、保育士でなければならない。
- 4 前項の規定は、小規模保育事業C型(省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。)を行う事業所について準用する。この場合において、同項中「第23条第1項」とあるのは、「第34条第1項」と読み替えるものとする。
- 5 省令の規定で規則で定めるものにより家庭的保育事業所及び小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所に置くこととされている調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項に規定する栄養士の免許(以下「栄養士免許」という。)を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項に規定する調理師の免許(以下「調理師免許」という。)を有する者とするよう努めなければならない。
- 6 第3条第3項、第6項及び第7項並びに前条第3項から第6項までの規定は家庭的保育事業等を行う者について、第3条第4項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例27・追加、平31条例11・旧第3条繰下・一部改正)

(児童福祉施設の設備及び運営の基準)

第7条 法第45条第1項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(助産施設については省令第5条第4項及び第5項、第6条、第7条、第7条の2第2項、第10条並びに第14条の3第1項に規定する基準を、母子生活支援施設及び保育所(以下「保育所等」という。)については省令第5条第3項及び第6条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第32条第5号中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。

- 2 省令第33条第1項の規定により保育所に置くこととされている調理員(以下「調理員」という。)のうち少なくとも1人は、栄養士免許を有する者又は調理師免許を有する者でなければならない。
- 3 第3条第3項並びに第5条第3項、第5項及び第6項の規定は児童福祉施設の設置者について、第3条第4項の規定は児童福祉施設について、第3条第5項及び第5条第2項の規定は母子生活支援施設の設置者について、第3条第6項及び第7項並びに第5条第4項の規定は保育

所等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例27・追加、平31条例11・旧第4条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の特例)

- 2 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年尼崎市条例第27号。以下「平成26年改正条例」という。)の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている放課後児童健全育成事業所又は現に新築の工事中の建物で放課後児童健全育成事業の用に供されるものについては、当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、省令第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)は、適用しない。

(平26条例27・追加、平31条例11・一部改正)

- 3 前項の規定は、平成26年改正条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

(平26条例27・追加)

(保育所の設備及び運営の基準の特例)

- 4 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所(満2歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。)又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、第7条第1項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

(平26条例27・一部改正、平26条例27・旧第2項繰下・一部改正、平31条例11・一部改正)

- 5 前項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

(平26条例27・旧第3項繰下)

- 6 この条例の施行の際現に調理員が置かれている保育所については、平成30年3月31日までの間、第4条第2項の規定は、適用しない。

(平26条例27・旧第4項繰下・一部改正)

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年6月27日条例第27号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(平成27年1月23日政令第22号で、平成27年4月1日から施行)

付 則(平成31年3月5日条例第11号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成31年3月30日規則第40号で、平成31年4月1日から施行)

付 則(令和2年3月10日条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和6年7月5日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。